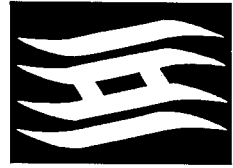


兵庫県公報

平成19年 3月16日 金曜日 第. 1858 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目 次

告 示

○平成19年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	ページ 1
○救急病院の認定（医務課）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	8
○県営土地改良事業の換地処分（同）	8
○林業種苗生産事業者の登録（林務課）	8
○保安林の指定の予定通知（森林保全室）	9
○保安林の指定の解除予定通知（同）	9
○篠山都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	10

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	11

但馬海区漁業調整委員会公告

○漁業法に基づく指示	11
------------	----

警察本部公告

○入札公告	12
○落札者等の公示	14

告 示

兵庫県告示第266号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成19年6月17日（日）

甲種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時30分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時まで
乙種第4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
丙種危険物取扱者試験	午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	兵庫県立大学姫路書きキャンパス	姫路市書写2167
西宮	大手前大学西宮キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4

豊岡 県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山 県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本 県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

- ア 物理学及び化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

- ア 燃焼及び消火に関する基礎知識
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部

- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃焼及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画管理部災害対策局消防課及び各県民局において、平成19年4月中旬から配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの

ウ 受験資格を有することを証明する書類（甲種危険物取扱者試験受験者のみ）

エ 乙種危険物取扱試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し

オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したこと

を証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。(郵送可)

受付期間は、平成19年5月1日(火)から同月10日(木)の午前9時から午後5時までとする。(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

郵送の場合は、簡易書留、配達記録郵便等、送達確認可能な方法で送付すること。(平成19年5月10日(木)の消印有効。)

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手料を郵便局で振り込むこと。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

(4) その他

ア 複数受験(同一試験時間帯の場合)

すでに、乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者に限り、他の乙種試験を3種類まで同時に受験することができる。ただし、乙種第4類との複数受験や同じ類の複数受験はできない。

試験時間は、2種類受験が1時間10分、3種類受験が1時間45分。

イ 併願受験(試験時間帯が異なる場合)

試験時間帯が重ならない同一試験場での2種類、3種類及び乙種第4類の午前と午後の受験もできる。

ウ ア及びイで受験する場合、それぞれ試験の種類ごとに願書を作成し、ホッチキス等で留めて一緒に提出すること。

7 合否の発表

平成19年7月中旬頃に(財)消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部 電話(078)361-6610

兵庫県告示第267号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 名称 | 吉田アーデント病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区原田通1丁目3番17号 |
| | 認定年月日 | 平成19年1月30日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年1月29日 |
| 2 | 名称 | 医療法人愛和会 金沢病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号 |
| | 認定年月日 | 平成19年1月30日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年1月29日 |
| 3 | 名称 | 医療法人康雄会 西病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区備後町3丁目2番18号 |
| | 認定年月日 | 平成19年1月30日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年1月29日 |
| 4 | 名称 | 市立川西病院 |
| | 所在地 | 川西市東畦野5丁目21番1号 |
| | 認定年月日 | 平成19年2月3日 |

認定の有効期限 平成22年2月2日

~~~~~

**兵庫県告示第 268 号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社 別府工場  
加古郡播磨町宮西346の1  
工場長 中 村 英 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社 別府工場  
加古郡播磨町宮西346の1

(3) 特定施設に関する事項

| 種別                                                                     | 46号イ 水洗施設 (No.1)                          |       | 46号イ 水洗施設 (No.2) |       | 46号イ 水洗施設 (No.3、4) |       |       |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|------------------|-------|--------------------|-------|-------|
|                                                                        | 通常                                        | 最大    | 通常               | 最大    | 通常                 | 最大    |       |
| 能力                                                                     | 2 m <sup>3</sup>                          |       | 同左               |       | 1 m <sup>3</sup>   |       |       |
| 工事着手予定年月日                                                              | 許可後                                       |       | 同左               |       | 同左                 |       |       |
| 工事完成予定年月日                                                              | 着手後65日                                    |       | 同左               |       | 同左                 |       |       |
| 使用開始予定年月日                                                              | 完成後                                       |       | 同左               |       | 同左                 |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                    | 24時間連続                                    |       | 同左               |       | 同左                 |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                          | 変動なし                                      |       |                  |       |                    |       |       |
| 使用時に<br>て当該特定施設から排出される<br>汚水等の<br>汚染状態の<br>通常値及び<br>最大の値               | 区分                                        | 通常    | 最大               | 通常    | 最大                 | 通常    | 最大    |
|                                                                        | 酸素濃度<br>(水素指数)                            | 13    | 14               | 13    | 14                 | 13    | 14    |
|                                                                        | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                     | 7,000 | 8,000            | 7,000 | 8,000              | 7,000 | 8,000 |
|                                                                        | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)                    | -     | -                | -     | -                  | -     | -     |
| 使用時に<br>おいて当該<br>特定施設<br>から排出<br>される汚<br>水の量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 0.82                                      | 0.9   | 0.12             | 0.14  | 0.41               | 0.45  |       |
| 備考                                                                     | 既設特定施設の廃止及び外部処理委託を行うため、排水水の汚染状態及び量に増減はない。 |       |                  |       |                    |       |       |

| 46号1 水洗施設 (No.5)  |       | 46号1 水洗施設 (No.6) |        | 46号口ろ過施設           |       | 46号ニ 塵ガス洗浄施設 (No.1) |                        |
|-------------------|-------|------------------|--------|--------------------|-------|---------------------|------------------------|
| 通                 | 常     | 最                | 大      | 通                  | 常     | 最                   | 大                      |
| 0.5m <sup>3</sup> |       |                  |        | 0.52m <sup>2</sup> |       |                     | 3,600m <sup>3</sup> /時 |
| 同左                | 同左    | 同左               | 同左     | 同左                 | 同左    | 同左                  | 同左                     |
| 同左                | 同左    | 同左               | 同左     | 同左                 | 同左    | 同左                  | 同左                     |
| 同左                | 同左    | 同左               | 同左     | 同左                 | 同左    | 同左                  | 同左                     |
| 同左                | 同左    | 同左               | 同左     | 同左                 | 同左    | 同左                  | 同左                     |
| 同左                | 同左    | 同左               | 同左     | 同左                 | 同左    | 同左                  | 同左                     |
| 通                 | 常     | 最                | 大      | 通                  | 常     | 最                   | 大                      |
| 13                | 14    | 10~12            | —      | 6~8                | 10~14 | 10~14               | —                      |
| 7,000             | 8,000 | 8,000            | 10,000 | 10,000             | 40    | 50                  | 10                     |
| —                 | —     | —                | —      | —                  | 10未満  | 10                  | —                      |
| 0.06              | 0.07  | 0.07             | 0.06   | 1.2                | 0.5   | 0.55                | 1.5                    |

| 46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No.2)                    |       | 46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No.3)    |       | 46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No.4)    |     |
|----------------------------------------|-------|------------------------|-------|------------------------|-----|
| 50m <sup>3</sup> /時                    |       | 1,300m <sup>3</sup> /時 |       | 3,000m <sup>3</sup> /時 |     |
| 同左                                     |       | 同左                     |       | 同左                     |     |
| 同左                                     |       | 着手後7日                  |       | 着手後28日                 |     |
| 同左                                     |       | 同左                     |       | 同左                     |     |
| 同左                                     |       | 同左                     |       | 同左                     |     |
| 同左                                     |       | なし                     |       | 同左                     |     |
| 通 常                                    | 最 大   | 通 常                    | 最 大   | 通 常                    | 最 大 |
| 10~14                                  | 10~14 | 0.5~8                  | 0.5~8 | 14                     | 14  |
| 40                                     | 50    | 5,700                  | 6,000 | 50                     | 50  |
| 10未満                                   | 10    | 60                     | 100   | 10未満                   | 10  |
| 0.5                                    | 0.55  | 57.9                   | 60.9  | 0.4                    | 0.5 |
| 既存施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。 |       |                        |       |                        |     |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年3月16日から同年4月6日まで  
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

## 兵庫県告示第 269 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 葡萄園池土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名       | 住 所               |
|-------|-----------|-------------------|
| 理 事   | 丸 尾 俊 三   | 加古郡稲美町印南430番地     |
| 同     | 松 原 高     | 同 郡同 町印南714番地の2   |
| 同     | 丸 尾 信 夫   | 同 郡同 町印南419番地     |
| 同     | 高 松 秀 夫   | 同 郡同 町印南791番地の158 |
| 同     | 厚 見 和 保   | 同 郡同 町印南681番地の12  |
| 同     | 丸 尾 文 雄   | 同 郡同 町印南559番地     |
| 同     | 丸 尾 寿 市   | 同 郡同 町印南406番地の2   |
| 同     | 丸 尾 一 良   | 同 郡同 町印南535番地の1   |
| 監 事   | 萩 野 佐 登 司 | 同 郡同 町印南654番地の2   |
| 同     | 厚 見 信 一 郎 | 同 郡同 町印南680番地の10  |
| 同     | 大 澤 光 雄   | 同 郡同 町印南471番地の1   |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名       | 住 所              |
|-------|-----------|------------------|
| 理 事   | 丸 尾 信 夫   | 加古郡稲美町印南419番地    |
| 同     | 厚 見 信 一 郎 | 同 郡同 町印南680番地の10 |
| 同     | 丸 尾 一 良   | 同 郡同 町印南535番地の1  |
| 同     | 丸 尾 俊 三   | 同 郡同 町印南430番地    |
| 同     | 大 澤 光 雄   | 同 郡同 町印南471番地の1  |
| 同     | 丸 尾 文 雄   | 同 郡同 町印南559番地    |
| 同     | 長 谷 川 寛   | 同 郡同 町印南781番地の1  |
| 同     | 厚 見 和 保   | 同 郡同 町印南681番地の12 |
| 監 事   | 松 原 高     | 同 郡同 町印南714番地の2  |
| 同     | 萩 野 佐 登 司 | 同 郡同 町印南654番地の2  |
| 同     | 唐 木 利 広   | 同 郡同 町印南529番地    |

## 兵庫県告示第 270 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年2月28日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）笹野地区の換地処分をした。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第 271 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。



平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所   | 生産事業の内容 |     |            |                   | 事業所の名称<br>及び所在地                 |
|------|------------------------|---------|-----|------------|-------------------|---------------------------------|
|      |                        | 種 穂     |     | 苗 木        |                   |                                 |
|      |                        | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養 成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                                 |
| 豊170 | 中村 優<br>美方郡新温泉町前481    | ○       |     | ○          | ○                 | 生産事業者<br>の氏名又は<br>名称及び住<br>所に同じ |
| 豊171 | 中村 静男<br>美方郡新温泉町前531   | ○       |     | ○          | ○                 | 同                               |
| 豊172 | 馬場 昭人<br>美方郡新温泉町岸田1421 | ○       |     | ○          | ○                 | 同                               |
| 豊173 | 中村 貢<br>美方郡新温泉町前470-1  | ○       |     | ○          | ○                 | 同                               |
| 豊174 | 中島 史雄<br>美方郡新温泉町前538   | ○       |     | ○          | ○                 | 同                               |

## 兵庫県告示第272号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市春日町中山字三ツ尾2090の1、2090の3、2090の4
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 兵庫県告示第273号

森林法（昭和29年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
養父市別宮字岡田126の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 兵庫県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
篠山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
篠山都市計画道路事業  
8.7.573号 御徒士町線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成13年10月23日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成13年10月23日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成19年3月5日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人アジア太平洋農耕文化の会
  - イ 代表者の氏名 渡部 忠世
  - ウ 主たる事務所の所在地 大阪市淀川区西中島3丁目20番8号
  - エ 定款に記載された目的

この法人は、農業、漁業、林業、牧畜、養蚕、機織りなど「農」を職業および日常生活の基盤として生きるアジア太平洋の人々の暮らしに学び、交流を通してともに考え、彼らの自発的人権擁護の精神を普及することを目的とする。

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町西治字拝尾860番26、860番31
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都港区芝大門1丁目10番11号  
大伸化学株式会社 代表取締役 松 丸 賢 治
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成18年 6月12日  
兵庫県指令中播（建）第1-1号（18福崎）

**但馬海区漁業調整委員会公告**

**漁業法に基づく指示**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区における総トン数5トン未満の動力漁船を使用して行ういか釣り漁業の操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成19年 3月16日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 吉 岡 修 一

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第56号
- 2 指示事項

| 指 示 す る 海 域                                                            | 集 魚 に 使 用 す る 光 力 の 制 限                                                                     |                                                  | 集魚灯設備の制限                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                        | 適 用 す る 水 深 帯                                                                               | 漁船1隻が点灯できる<br>集魚灯数の最高限度                          |                                                                                                                        |
| 鋸崎（美方郡香美町と<br>新温泉町の境界）から<br>真方位0度の線（東経<br>134度31.04分の線）以西<br>の兵庫県日本海海面 | 東経134度31.04分、水深100メー<br>トルの点と、鳥取県と兵庫県との境<br>界正北、距岸3,500メートルの点と<br>を結んだ線以浅                   | 3キロワット以内の電<br>球9個。ただし、7月<br>1日から9月30日まで<br>の間は6個 | 農林水産省令によ<br>りいか釣り漁業の<br>操業が禁止されて<br>いる海域内におい<br>て操業する場合、<br>集魚灯に使用する<br>電球の数は、ソケッ<br>ト数にかかわらず<br>18灯を超えて取り<br>付けてはならない |
|                                                                        | 東経134度31.04分、水深100メー<br>トルの点と、鳥取県と兵庫県との境<br>界正北、距岸3,500メートルの点と<br>を結んだ線から、いか釣り漁業禁<br>止区域線まで | 3キロワット以内の電<br>球18個                               |                                                                                                                        |
| 鋸崎（美方郡香美町と<br>新温泉町の境界）から<br>真方位0度の線（東経<br>134度31.04分の線）以東<br>の兵庫県日本海海面 | 水深100メートルまで                                                                                 | 3キロワット以内の電<br>球6個                                |                                                                                                                        |
|                                                                        | 水深100メートルから水深200メー<br>トルまで                                                                  | 3キロワット以内の電<br>球15個                               |                                                                                                                        |
|                                                                        | 水深200メートルからいか釣り漁業<br>禁止区域線まで                                                                | 3キロワット以内の電<br>球18個                               |                                                                                                                        |

## 3 指示の有効期間

平成19年5月1日から平成22年4月30日まで

## 4 平成16年3月9日付け但馬海区漁業調整委員会指示第55号は、平成19年4月30日をもって廃止する。

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年3月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

## 1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

## 2 調達内容

## (1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料の

ア 標識板 19,463枚 (取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 7,560枚 (同上)

ウ 支柱等 25,060本 (付属品等及び搬送費を含む。)

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

契約の日から平成20年3月31日まで

発注の日から30日以内

## (4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

## (5) 納入回数

契約期間内に約7回 (緊急発注にも対応できること。)

## (6) 入札方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付す。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県 (以下「県」という。) の物品関係入札参加資格 (登録) 者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書 (以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づく更生手続開始の申立て、和議法 (大正11年法律第72号) に基づく和議開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 4 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部会計課施設係 担当 若林

電話 (078) 341-7441 内線 2295

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年3月16日(金)から同月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年4月26日(木) 午後2時から 兵庫県警察本部別館8階会議室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年4月19日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年4月19日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額(落札価格に2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に要求される義務
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成19年3月30日までに提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
- ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年5月7日)までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合(談合)その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ及びオに違反し無効となった者以外の者
- サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書の作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法  
入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and Title of head of the procuring entity :  
Seishi Suei  
Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased :  
① Material for road sign plate approx. 19,463  
(include metal fixtures and delivery charge)  
② Material for supplemental road sign approx. 7,560  
(same above)  
③ Material for road sign pole approx. 25,060  
(include attachments and delivery charge)
- (3) Delivery period :  
From the date of contract to March 31, 2008  
(within 30days from the date of order)
- (4) Delivery places :  
Hyogo Prefectural Police H. Q. and 48 Police Stations
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
17:00, March 30, 2007
- (6) Deadline for tender :  
14:00, April 26, 2007
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Mr. Wakabayashi :  
In charge of facilities, Accountant Section, Hyogo Prefectural Police H. Q. 4-1, Shimoyamate-dori,  
5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510  
Tel : 078- 341-7441 Ext : 2295

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成19年3月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県警察OA端末装置の賃貸借 4042台
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- 5 落札金額
8,318,835円/月

- 6 契約相手方を決定した手続
一般競争
- 7 入札公告をした日
平成19年1月5日